⑸　伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年及び2003年漁期の資源量は高い水準にあったが、2002年級群が平年並み、2003年～2004年級群は低い水準にとどまった。その後、2005年級群がやや回復傾向を示すとともに2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから資源状態は好転し、その後、安定的に推移している。従って、資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

⑹　日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量が把握されている1980年以降の新潟県と秋田県の漁獲量の推移をみると、1986年と1994年に漁獲量のピークが見られるものの、1994年から1997年に大幅に減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていた。1993年以降データが揃う４県（青森～新潟）の漁獲量は、2005年に200トン台を記録したものの、近年は300トン台で概ね推移していたが、2009年には232トンに減少した。

これら漁獲量の推移や小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業のＣＰＵＥ（１網あたりの漁獲量）から、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

⑺　周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合の水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トンをピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994年から再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後増加し、2006年は219トンとなった。

関係県の調査による小型底びき網標本船及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

⑻　太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深50～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大きく変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76～108トンで比較的安定していたが、2009年は153トンに増加した。

沖合底びき網漁業の漁獲量とＣＰＵＥ（１網あたりの漁獲量）の変化などから、資源水準は昨年の中位から高位となり、動向は増加と判断される。

⑼　太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋中・南部におけるやりいかの漁獲量は、1990年代以降急減して、両海域での漁獲量の合計が1,000トンを下回るようになり、近年では206～863トン前後で推移している。

2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現し、2006年の漁獲量は、534トンに増加し、2007年にはさらに863トンにまで増加したが、2009年には780トンと減少した。このことから、南部海域を含む太平洋全体の資源水準は中位、動向は増加と判断される。

第３　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

１　漁獲可能量の設定は、当面の間（19年以降５年間程度）第３の２の漁獲可能量の設定に係る第１種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

２　漁獲可能量の設定に係る第１種特定海洋生物資源の中期的管理方針

⑴　さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとする。

⑵　すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源回復計画に基づく取組により、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとする。太平洋系群については、資源の回復を基本方向としつつも、回復のための措置が関係漁業者の経営に大きな影響をあたえる場合には資源水準を維持する等回復のスピードに十分配慮して、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア共和国連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

⑶　まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする。

⑷　まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする。

⑸　まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源回復計画に基づく取組により優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、また、まさばについては資源回復計画に基づく取組により、管理を行うものとする。

⑹　するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

⑺　ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。

オホーツク海系群については、ロシア共和国連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。